

沖縄県労働基準協会だより



巣立ちの春

秋に葉を落とした桜の木。葉の影に隠れていたメジロの巣が露わになると、やがて桜の花が開花して巣立ちを祝福している様です。

(撮影地 那覇市内にて 撮影者・写真提供：与儀 栄太郎氏)

発行所／一般社団法人 沖縄県労働基準協会
〒900-0001 那覇市港町 2-5-23
電話：098-868-2826
FAX：098-869-1714

発行人／会長 島袋 清人

定 価／1部 50円

(会員の購読料は会費の中に含む)

ホームページ <https://www.okinawa-roukikyo.org/>

主な内容

- 令和6年度免許試験（沖縄地区出張特別試験）の日程（学科試験）
- 協会からのお知らせ（通常総会6/11、沖縄県産業安全衛生大会10/11）
- 中部支部通信（「令和5年度法改正等説明会」を開催）
- 那覇支部通信（「健康づくりのための!体感わくわく♪ウォーキング」を開催）
- 「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」を受賞（松本 浩 拓南製鐵(株)）
- 沖縄労働局から
 - ①36協定の適正な締結
 - ②くらし、はたらき、ともに ススメ!
 - ③労働者を採用する際には「労働条件」の書面交付等による明示が必要です
 - ④令和5年労働災害・死亡災害発生状況(12月末累計、コロナリ患分を除く)
 - ⑤令和6年死亡災害発生状況(1月末現在)
- 講習会のご案内(令和6年4月分)
- 新規加入事業場のご紹介(令和6年1月16日～2月15日)



令和6年度 免許試験 (沖縄地区出張特別試験) の 日程 (学科試験) が決まりました ～沖縄会場の日程及び試験場が例年と異なります～

沖縄会場 第1回目

試験日 **令和6年10月19日(土)**

試験の種類 ①第一種衛生管理者、②第二種衛生管理者、③ボイラー整備士
④移動式クレーン、⑤クレーン・デリック(クレーン限定)

令和6年10月20日(日)

試験の種類 ①潜水土、②エックス線作業主任者
③一級ボイラー技士、④二級ボイラー技士

試験場 **沖縄産業支援センター(那覇市小禄1831-1)**

受験申請書の受付期間…令和6年8月19日(月)～8月30日(金) **必着** ※土・日・祝日、除く



宮古会場

試験日 **令和6年10月5日(土)**

試験の種類 ①第一種衛生管理者、②第二種衛生管理者、③潜水土、④二級ボイラー技士
⑤移動式クレーン、⑥クレーン・デリック(クレーン限定)

試験場 **宮古島市中央公民館(宮古島市平良東仲宗根807)**

受験申請書の受付期間…令和6年8月19日(月)～8月30日(金) **必着** ※土・日・祝日、除く

沖縄会場 第2回目

試験日 **令和7年2月1日(土)**

試験の種類 ①第一種衛生管理者、②第二種衛生管理者、③移動式クレーン
④クレーン・デリック(クレーン限定)、⑤揚貨装置運転士、⑥ボイラー整備士

令和7年2月2日(日)

試験の種類 ①潜水土、②一級ボイラー技士、③二級ボイラー技士、

試験場 **沖縄産業支援センター(那覇市小禄1831-1)**

受験申請書の受付期間…令和6年11月25日(月)～12月6日(金) **必着** ※土・日・祝日、除く

学科試験手数料・・・**8,800円**

※ 受験申請書は、各支部で配布しております。

主催：公益財団法人 安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター
協力：一般社団法人 沖縄県労働基準協会



協会からのお知らせ

令和6年度 通常総会

令和6年6月11日(火) 沖縄ハーバービューホテル(那覇市)

令和6年度 沖縄県産業安全衛生大会

令和6年10月11日(金) ラグナガーデンホテル(宜野湾市)

中部支部通信

「令和5年度法改正等説明会」を開催

中部支部は、1月24日(水)に沖縄市産業交流センターにて、沖縄労働基準監督署の比嘉署長と佐喜真安全衛生課長をお招きして「令和5年度法改正等説明会」を開催し、中部支部運営委員および安全衛生担当者、中部支部安全衛生部会員27名が参加しました。

最初に比嘉沖縄監督署長より「今後の労働行政について」の講話が行われ、最低賃金の引き上げ対応については、各種支援策、好事例等の周知広報、下請事業者の取引環境の適正化などの施策を進めていく。4月から建設業、自動車運転者、製糖業、医師にも時間外労働の上限規制が適用されることから、支援や各施策を進めていく。労働安全衛生対策については、沖縄署管内における休業4日以上死傷者数は、昨年12月末現在の速報値で538人で過去最多となっている状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画に基づき、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発、労働者の作業行動に起因する労働災害、建設業等業種別の労働災害等の防止対策を進めていく。また、「労働者死傷病報告」が来年1月からは電子申請が原則義務化となるので周知に努める。労災補償においては、精神障害の労災認定基準に「いわゆるカスタマー・ハラスメント」といった具体的出来事が追加された。石綿救済法の適用が10年延長されていることから、救済制度の周知に取り組む。労働条件明確化においては、労働条件明示事項に、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の追記、就業場所・業務の変更の範囲の追加が本年4月より施行されることから周知に取り組むことなどの説明がありました。



同署の佐喜真安全衛生課長からは労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制について説明があり、名称等の表示(ラベル)・通知(SDS)をしなければならない化学物質の追加、リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務、皮膚等障害化学物質への直接接触の防止、化学物質管理者の選任の義務化、保護具着用管理責任者の選任の義務化等の改正の概要の説明が行われ、参加者は真剣に耳を傾けていました。閉会後も、比嘉署長と佐喜真課長は、個別質問に対応されておりました。

那覇支部通信

「健康づくりのための!体感わくわく♪ウォーキング」を開催

那覇支部は、2月9日(金)に(一社)日本健康倶楽部沖縄支部の協力のもと、浦添大公園において「健康づくりのための!体感わくわく♪ウォーキング」を開催しました。

本大会は、沖縄県内における定期健康診断実施結果の有所見率が12年連続全国最下位であることから、健康づくりのきっかけとなってもらえるよう昨年の食育セミナーに続き健康づくりのための!シリーズ第2弾として開催し、今年は23名が参加しました。



参加者は4チームに分かれ、チェックポイント通過と「赤い葉っぱ、チクチクするもの」等の課題に沿った「自然の宝物」を探すため、異業種間で親睦を深めながら公園内を散歩ウォーキングしました。

ゴール後は、集めた品をビンゴ形式のシートの上に並べて採点し、上位2チームには商品が贈呈されました。また、那覇支部の会員事業場様より多数の景品提供がありましたので、お楽しみ抽選会を行い参加者全員に景品が贈呈されました。



松本 浩氏(拓南製鐵(株))「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」を受賞

松本 浩氏(拓南製鐵(株))が、令和5年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」を受賞し、令和6年1月12日に東京で開催された顕彰式典で賞状が授与されたことから、2月6日に西川沖縄労働局長及び推薦団体である沖縄県労働基準協会の島袋会長に受賞報告を行いました。

松本氏からは、「今後も更に安全のキーパーソンとして、自部署を含め会社全体の安全に対する意識の底上げと無災害に向けた安全衛生活動を全員参画のもと取り組みを推進していきます。また、『自分の為、みんなの為、会社の為、家族の為』を合言葉に安全衛生活動に尽力します。」旨の受賞のコメントがありました。



「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」は、優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署で作業の安全を確保して優れた成績を挙げた職長を、「安全優良職長」として厚生労働大臣から顕彰する制度です。この制度は、高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長を顕彰することにより、その職長を中心とした事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的に、平成10年度から始まり、今回で26回目となります。

サブロク 36協定の 適正な締結

時間外労働には法律で
上限が定められています。

**法律による上限
(勤務時間/年6か月まで)**

- ✓年720時間
- ✓月数平均80時間*
- ✓月100時間未満*

* 休日労働を含む

**法律による上限
(限度時間)**

- ✓月45時間
- ✓年360時間

法定労働時間

- ✓1日8時間
- ✓週40時間

1年間=12か月

法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超える時間外労働や法定休日（毎週少なくとも1日）に労働を行わせるためには、36協定を締結し、労働基準監督署長に届け出る必要があります。

◆以下の事業・業務については、令和6年4月1日以後、上記と異なる上限規制が適用されます。
建設の事業（現場における復旧・復興の事業に限る）、自動車運搬の業務、医業に従事する医師
◆新技術・新商品等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。
詳細は、HPをご参照ください。

様式には、労働保険番号・法人番号についても記載が必要です 法人番号は「国税庁法人番号公表サイト」からも検索できます

協定すべき事項は以下のとおりです

様式第9号

- 時間外労働又は休日労働をさせる必要のある具体的事由
- 業務の種類 労働者数 対象期間（1年間に限る） 1年の起算日 協定の有効期間
業務の種類について定めるに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしてください。
- 対象期間における**1日、1か月、1年**について、延長することができる時間数又は労働させることができる休日の日数、始業及び終業の時刻
- 時間外労働・休日労働の合計が以下を満たすこと（チェックボックスに要チェック）
 月100時間未満 2～6か月平均80時間以内

臨時的に限度時間を超える労働について協定する場合、協定すべき事項は以下のとおりです

様式第9号の2

- 1か月の時間外労働+休日労働の合計時間数（100時間未満）
- 1年の時間外労働時間（720時間以内）
- 限度時間を超えることができる月数（1年について6か月以内とする）
- 臨時的に限度時間を超える労働させることができる場合
適正な理由を具体的に定めるなければならず、「業務の都合上必要な場合」、「業務上やむを得ない場合」など一般的な長時間労働を招くおそれがあるものも認められず、認められる場合は、納期のむっ迫、大規模なクレームへの対応、機械のトラブルへの対応（例）、手続、設備整備、オペレーションの改善等の理由を、納期のむっ迫、大規模なクレームへの対応、機械のトラブルへの対応
- 限度時間を超える労働に対する健康及び福祉を確保するための措置
以下のものから協定することが望ましいことと留意してください。
①医師による診察指導 ②深夜業（22時～5時）の回避制 ③始業から始業までの休日時間の確保（勤務時間インターバル）
④代休日・特別休暇の付与 ⑤労働者に対する健康診断の実施 ⑥労務管理の徹底 ⑦心身からの相談窓口の設置 ⑧配属転換 ⑨産後休業等による出勤・指導や保護指導
- 限度時間を超える労働に係る割増賃金率
25%を超える率とするよう努めてください。
- 限度時間を超える労働させる場合における手続
（例：労働者代表者に対する事前申し入れ、労使協議）

様式の記載例は次頁以降をご参照ください

36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針

- 時間外労働や休日労働は必要最小限にとどめてください。
- 使用者は、36協定の範囲内で労働させた場合であっても、労働者に対する安全配慮義務を負うこと、また、時間外・休日労働時間が1箇月においておおむね45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まることに留意する必要があります。
- 限度時間（月45時間・年360時間）を超えて労働させることができる時間を定めるに当たっては、**限度時間**にできる限り近づけるように努めてください。
- 1か月未満の期間において労働する労働者について、1週、2週及び4週のそれぞれについての延長時間が目安時間（1週15時間、2週27時間、4週43時間）を超えないものとするよう努めてください。
- 36協定において休日の労働を定めるに当たっては、**休日労働の日数及び時間数をできる限り少なくするよう努めてください。**

36協定の締結当事者

- 36協定締結の際は、その都度、当該事業場に使用されるすべての労働者（パートやアルバイト等も含む）の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合はその労働組合、過半数組合がない場合は、すべての労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）と協定しなければなりません。
- 過半数代表者の選任に当たっては、以下の点に留意する必要があります。
 - ✓ 管理監督者でないこと
 - ✓ 36協定を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
 - ✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと※不適切な選出の例：会社による指名、社員親睦会の幹事などを自動的に選出
- 使用者は過半数代表者が協定締結に関する事務を円滑に遂行することができるよう、必要な配慮を行わなければなりません。

36協定届のチェックボックスにチェックする必要があります。

36協定は、常時各作業場の見やすい場所への掲示や書面を交付する等の方法により、労働者に周知する必要があります。

各種ご案内

- ☞ 36協定の様式のダウンロードはこちら
- ☞ 必要項目を入力・印刷することで、労働基準監督署に届出可能な36協定届を作成することができます
- ☞ 36協定届の電子申請はこちら

(R6.1)

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

36協定届の記載例（限度時間を超えない場合）

（様式第9号（労働基準法施行規則第16条第1項関係））

労働時間の延長及び休日労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのこと十分留意した上で協定するようにしてください。
なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

◆36協定で締結した内容を協定届（本様式）に転記して届け出てください。
◆36協定届（本様式）を用いて36協定を締結することもできます。その場合には、記名押印又は署名など労使双方の合意があることが明らかとなるような方法により締結することが必要です。必要事項の記載があれば協定届様式以外の形式でも届出できます。
◆36協定の届出は電子申請でも行うことができます。 ◆（任意）の欄は、記載しなくても構いません。

事業場の名称		事業場の住所		事業場の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
金属製品製造業		〇〇金属工業株式会社 〇〇工場		〇〇市〇〇町1-2-3 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		〇〇〇〇年4月1日から61年間	
対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数	法定労働時間（1日）	1週間	2週間	4週間
	受注の集中	設計	10人	7.5時間	3.5時間	30時間	40時間
	製品不具合への対応	検査	10人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間
	臨時的受注、納期変更	機械組立	20人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間
1年の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。	月末の決算事務	経理	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間
	棚卸	購買	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間
1か月の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。	受注の集中	設計	10人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30	
	臨時的受注、納期変更	機械組立	20人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30	
協定の有効期間	〇〇〇〇	3	12	検査課主任 山田花子	投票による選挙		
協定の有効期間	〇〇〇〇	3	15	工場長 田中大太郎	協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・押印が必要です。		

この協定が有効となる期間を定めてください。1年間とすることが望ましいです。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

1年間の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内でなければなりません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合は、有効な協定届とはなりません。

限度時間を超える場合の 3 6 協定届の記載例 (特別条項)

(様式第 9 号の 2 (労働基準法施行規則第 16 条第 1 項関係))

臨時的な特別な事情がなければ、限度時間 (月 45 時間又は 42 時間・年 360 時間又は 320 時間) を超えることはできません。
限度時間を超えて労働させる必要がある場合でも、時間外労働は限度時間以内でできる限り近づけるように努めてください。

- ◆臨時的に限度時間を超えて労働させる場合には様式第 9 号の 2 の協定届の届出が必要です。
- ◆様式第 9 号の 2 は、✓ 限度時間内の時間外労働についての届出 (1 枚目) と、✓ 限度時間を超える時間外労働についての届出 (2 枚目) の 2 枚の記載が必要です。
- ◆1 枚目の記載については、前ページの記載例をご参照ください。

2 枚目 (裏面)

時間外労働 休日労働 に関する協定届 (特別条項)

様式第 9 号の 2 (第 16 条第 1 項関係)

協定届の届出する期間	協定の種類	労働者数 (直前直後の平均数)	1 日 (注 1)		1 週間 (注 2)		1 年 (注 3)		協定の有効期間		
			限度時間を超えて労働させることができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる時間数			
突発的な仕様変更	設計	10人	6時間	6.5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%
製品トラブル・大規模なクレームへの対応	検査	10人	6時間	6.5時間	3回	60時間	70時間	35%	500時間	620時間	35%
機械トラブルへの対応	機械組立	20人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%

限度時間を超えて労働させる場合における手続

労働者代表者に対する事前申し入れ

労働者代表者への医師による面接指導の実施、対象労働者に 11 時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

協定の成立年月日 〇〇〇〇 年 3 月 12 日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 山田花子

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 投票による選挙

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であることを証明する書類を提出すること (チェックボックスにチェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 16 条第 1 項第 2 号に規定する監督又は業務の執行にあつては、その職務に専念する者であることを証明する書類を提出すること (チェックボックスにチェック)

〇〇〇〇 年 3 月 15 日

労働局長 田中太郎

限度時間を超えて労働させる場合に手続について定めてください。

事由は一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務上の都合が必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

月の時間外労働の限度時間 (月 45 時間又は 42 時間) を超えて労働させる回数 (注 4) を定めてください。年 6 回以内に限ります。

限度時間 (月 45 時間又は 42 時間) を超えて労働させる場合の、1 か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。月 100 時間未満に限ります。なお、この時間数を満たしていても、2 ~ 6 か月平均で月 80 時間を超えてはいけません。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率 (25%) を超える割増率となるよう努めてください。

限度時間 (年 360 時間又は 320 時間) を超えて労働させる 1 年の時間外労働 (休日労働は含みません) の時間数を定めてください。年 720 時間以内に限ります。

1 年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その 1 年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率 (25%) を超える割増率とするよう努めてください。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月 100 時間未満、2 ~ 6 か月平均 80 時間以内でなければなりません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

限度時間を超えて労働させる場合に、裏面の記載事項 1 (9) ①~④の健康確保措置のいずれかの措置を講ずることを定めてください (複数可。①~④の中から 1 つ以上とすることが望ましい)。該当する番号を記入し、右欄に具体的な内容を記載してください。

管理監督者は労働者代表にはなりません。
協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、3 6 協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、その選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

第83回 (令和6年度)

全国産業安全衛生大会 in 広島

令和6年 11月13日(水) ~ 15日(金)

会場 広島県立総合体育館、広島国際会議場 ほか

たとえば、働き方の変化にあわせて、わたしたちにできること。

宅配便を1回で受け取れるよう、発注や受け取りの期はご協力ください!

工事現場のスケジュールにご配慮をお願いします!

雇員の皆様へ

労働者を採用する際には「労働条件」の 書面交付等による明示が必要です!

- 労働基準法では、労働契約を締結する際に、労働者に労働条件の明示義務があります。
- 労働条件通知書によって明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、**即時に労働契約を解除することができます**



労働条件の明示は 原則、書面交付です。

明示方法は?

なお、労働者が希望した場合は、**FAX・メール・SNSメッセージでも可能です!**

◎印刷や保存ができるように添付ファイルで送みましょう。

厚生労働省

2024年4月から
労働条件明示のルール
が変わります

詳しくは裏面や厚生労働省ホームページもご覧ください!

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限(通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明する必要があります。
無期転換ルール ^{※1} に基づく 無期転換申請権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申請機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の使用主との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換する制度です。

労働条件明示の制度改正のポイント

全ての労働者に対する明示事項

- 就業場所・業務の変更の範囲の明示** 【労働基準法施行規則第5条の改正】
全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」^{※1}についても明示が必要になります。
- 更新上限の明示** 【労働基準法施行規則第5条の改正】
有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。
更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示^{※2}の改正】
下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする際のタイミングで)説明する必要があります。
i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合
- 無期転換申請機会の明示** 【労働基準法施行規則第5条の改正】
「無期転換申請権」が発生する更新のタイミングごと^{※3}に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申請機会)の明示が必要になります。
- 無期転換後の労働条件の明示** 【労働基準法施行規則第5条の改正】
「無期転換申請権」が発生する更新のタイミングごと^{※3}に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。
均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示^{※2}の改正】
「無期転換申請権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項^{※4}(例:業務の内容、責任の程度、奨励の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※1 「変更の範囲」とは、従来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。
※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに關する基準)
※3 初めて無期転換申請権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のために、今回の改正による無期転換申請機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。
※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。
(注) 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申請権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

詳しい情報や相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト (1)
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト (2)
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → 都道府県労働局/監理課、雇用環境・均等部 (資)、全国の労働基準監督署 (3)

(2023年10月)

★モデル労働条件通知を
ご活用ください!

厚労省HPより職種別のモデル書面をダウンロードできます。
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/>

※ご不明な点は、お近くの労働基準監督署へご相談ください。

令和5年業種別署別労働災害発生状況 (12月末累計)

(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

沖縄労働局

年・署別・局計等 業 種	令和5年(12月末累計) (令和6年2月集計)						令和4年(12月末累計) (令和5年2月集計)						局計对令和4年比較	
	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	増減数(人)	増減率(%)
製 造 業	94	(1) 70	11	3	2	(1) 180	96	66	17	4	9	192	▽ 12	▽ 6.3
食料品製造業	53	33	9	2	1	98	59	38	11		5	113	▽ 15	▽ 13.3
鉱 業						0						0	0	-
建 設 業	88	(4) 79	17	7	13	(4) 204	72	60	24	9	7	172	32	18.6
土木工事業	14	(1) 15	4	2	5	(1) 40	9	7	8	4	2	30	10	33.3
建築工事業	56	(2) 60	8	4	3	(2) 131	57	47	11	3	4	122	9	7.4
交通運輸事業	23	6	1			30	22	2			1	25	5	20.0
陸上貨物運送事業	56	13	2	(1) 3	4	(1) 78	49	17	1	3	2	72	6	8.3
港湾荷役業	3		1	1	1	6	1		3	3		10	▽ 4	▽ 40.0
林 業	1		1	2		4						0	4	-
農業、畜産・水産業	11	3	3		4	21	9	5	10	2	1	27	▽ 6	▽ 22.2
第三次産業 (運輸を除く)	440	286	61	48	46	881	(2) 373	272	37	36	35	(2) 753	128	17.0
商 業	144	77	8	8	9	246	(1) 92	75	7	5	6	(1) 185	61	33.0
小 売 業	86	61	8	6	5	166	(1) 52	61	5	4	6	(1) 128	38	29.7
接客娯楽業	55	55	16	10	19	155	56	38	9	8	12	123	32	26.0
旅館・ホテル	20	21	9	5	9	64	16	18	6	5	8	53	11	20.8
飲食店	25	24	3	2	3	57	28	18	2	3	2	53	4	7.5
保健衛生業	111	77	18	12	7	225	112	75	10	10	10	217	8	3.7
社会福祉施設	77	60	15	11	7	170	79	54	10	8	10	161	9	5.6
ビルメンテナンス業	38	10	2	10	6	66	40	18	5	4	3	70	▽ 4	▽ 5.7
その他の業種	92	67	17	8	5	189	(1) 73	66	6	9	4	(1) 158	31	19.6
全 産 業	(0) 716	(5) 457	(0) 97	(1) 64	(0) 70	(6) 1,404	(2) 622	(0) 422	(0) 92	(0) 57	(0) 58	(2) 1,251	153	12.2

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
 2. 被災者数の枠の左側 () は死亡者数で内数。
 3. 「」は減少を示す。
 4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
 5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
 6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜 (「」を除く)、官公署、その他の事業を示す。

令和5年死亡災害発生状況 (12月末累計) (令和6年2月末累計)

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数 (規模別)	発生状況
1	沖縄	はさまれ・巻き込まれ	建築物、構築物	機械器具設置工事業	1月上旬	30歳台	1~9	機械式駐車場の設置工事において昇降モーターの駆動チェーンの調整作業を行っていたところ、駆動チェーンが歯車から外れパレットが落下し、歩廊にまたがって別作業をおこなっていた被災者が挟まれたもの。
2	沖縄	崩壊・倒壊	移動式クレーン	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	1月下旬	50歳台	1~9	移動式クレーン(トラック積載型クレーン)を使用してつり上げ作業を行っていたところ、移動式クレーンの旋回体の根元部分が破断したことによりジブが倒壊し、被災者を直撃したものの。
3	沖縄	激突され	解体用機械	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	2月中旬	20歳台	1~9	解体用二車を装着した車両系建設機械で、スリングを通した足場板を二車に引っかけて吊り上げ、積載型トラッククレーンに荷卸しようとしていたところ、車両系建設機械が転倒し、機械とトラックとの間に被災者がはさまれたもの。
4	宮古	はさまれ・巻き込まれ	フォークリフト	一般港湾運送業	6月下旬	60歳台以上	30~49	フォークリフトを使用してトレーラーからコンテナの荷卸し作業を行っていたところ、フォークリフトの後方にいた労働者が、後進したフォークリフトに巻き込まれて被災したものの。
5	沖縄	崩壊・倒壊	石、砂、砂利	その他の土石製品製造業	6月下旬	40歳台	1~9	被災者が鉄製アングルに立てかけられた石板(重量約300kg/枚)を重機により持ち上げるため、吊り上げ用クランプを固定する作業の際、鉄製アングルが破損し、石板約35枚が被災者の上に倒れ、はさまれたもの。
6	沖縄	崩壊・倒壊	建築物、構築物	その他の土木工事業	10月中旬	50歳台	10~29	U型擁壁工事現場において土止め支保工を撤去するため、支保工を構成するH鋼の切断作業を行っていたところ、H鋼がブラケットから落下し、被災者がはさまれたもの。

※労働者死傷病報告による。統計情報は今後の調査により修正される場合があります。

令和6年死亡災害発生状況 (1月末現在)

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数 (規模別)	発生状況
1	宮古	はさまれ・巻き込まれ	整地・運搬・積み込み用機械	その他の食料品製造業	1月中旬	50歳台	50~99	ヤード内において、トラクター・ショベルを運転してサトウキビの運搬作業を行っていたところ、後進中の同車両に被災者が巻き込まれたもの。
2	名護	墜落・転落	足場	その他の建築工事業	1月中旬	20歳台	1~9	RC造4階建てビルの外壁改修工事のため、躯体周囲において単管足場の組み立て作業を行っていた。被災者が屋上から足場の階段で階下へ移動する際、高さおよそ10mの屋上付近の昇降設備から地面へ墜落し、搬送後に死亡したものの。

※労働者死傷病報告による。統計情報は今後の調査により修正される場合があります。



講習会のご案内 (令和 6 年 4 月分)

長年の実績と信頼、理解し易い講習に努めています
各講習の日程表など詳細については、当協会ホームページにも掲載しております。

二次元
バーコードからも
ご確認頂けます。



項目	講習名	実施日・実施会場	受講料等(テキスト代込み)
事業部 (教習センター) ☎ (098) 979-7897 ☎ 979-9975 那覇支部 ☎ (098) 868-2831 ☎ 869-1714 中部支部 ☎ (098) 937-0162 ☎ 937-0163	フルハーネス型墜落 制止用器具特別教育	4/5(金) 学 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 教習センター(うるま市州崎)	会 員 9,090 円 非会員 12,390 円
	玉掛け技能講習	学 4/8(月)~9(火) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 A班4/10(水)、B班11(木)、C班12(金) 教習センター(うるま市州崎)	免除有 26,150 円 免除無 28,150 円
	石綿作業主任者技能講習	4/10(水)~11(木) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	13,380 円
	フォークリフト運転技能講習	4/15(月)~19(金) 学 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 教習センター(うるま市州崎)	47,150 円
	有機溶剤作業主任者技能講習	4/16(火)~17(水) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	13,380 円
	フォークリフト運転技能講習	4/22(月)~26(金) 学 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 教習センター(うるま市州崎)	47,150 円
	職長教育・ 安全衛生責任者教育	4/23(火)~24(水) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	会 員 16,350 円 職長のみ 14,080 円 非会員 21,850 円 職長のみ 19,580 円
	アーク溶接特別教育	4/25(木)~28(日) 学 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 那覇工業高校 機械科溶接実習室(浦添市勢理客)	会 員 16,350 円 非会員 19,650 円
北部支部 ☎ (0980) 54-4700 ☎ 52-7004	安全衛生推進者養成講習	4/11(木)~12(金) 北部会館3階(名護市宇茂佐の森)	13,930 円
	酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	4/23(火)~25(木) 北部会館3階(名護市宇茂佐の森)	17,010 円
宮古支部 ☎ (0980) 73-1455 ☎ 73-6511	玉掛け技能講習	4/17(水)~19(金) 学 宮古建設会館 実 先嶋建設(株)多目的広場	免除有 26,150 円 免除無 28,150 円
八重山支部 ☎ (0980) 88-5355 ☎ 88-5360	小型移動式クレーン 運転技能講習	4/9(火)~11(木) 学 (株)紫電舎(2階会議室) 実 石垣港南ぬ浜町ふ頭用地	二科目免除 23,925 円 一科目免除 25,925 円 免除無 27,925 円
	職長教育・ 安全衛生責任者教育	4/23(火)~24(水) (株)紫電舎(2階会議室)	会 員 16,350 円 職長のみ 14,080 円 非会員 21,850 円 職長のみ 19,580 円

各講習の日程表・受講申請書が必要な方・定員の確認は、各支部へお問い合わせください。

・受講予約者が定員に達している場合には、キャンセル待ちとなりますので、ご了承ください。

※ 令和 6 年 4 月より、本島中南部の学科講習は、(一社) 沖縄県労働基準協会
中城講習会場 中城村久場 1 9 6 3 (中城モール 4 階) で行います。



めんそ〜れ
沖縄県
労働基準協会へ

新規加入事業場のご紹介(1月16日~2月15日)

協会支部名	事業場名	所在地
宮古支部	有限会社 タイシン	宮古島市平良西里 1110

※次の理事会にて承認予定